

(表)

愛媛県知事 様 病 院 名 所 在 地 管 理 者 名				年 月 日
応 急 入 院 者 フリガナ氏名 (男・女) 生 年 月 日 年 月 日 生 (歳)	住 所	都道 府 県	郡 市 区	町 村 区
依 頼 を し た 者 の 入 院 者 と の 関 係				
入 院 年 月 日	年 月 日 (午前・午後 時)			
病 名 1 主たる精神障害 ICD#カテゴリー()	2 従たる精神障害 ICD#カテゴリー()	3 身体合併症		
生 活 歴 及 び 現 病 歴 推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。	(陳 述 者 氏 名 統 柄)			
応 急 入 院 の 必 要 性 患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。				
入 院 歴 初回入院期間 年 月 日～ 年 月 日 (入院形態) 前回入院期間 年 月 日～ 年 月 日 (入院形態) 初回から前回までの入院回数 計 回				
<現在の精神症状> I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他() II 知能 1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害 III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他() IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他() V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 誠裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他()				
VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他() VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他() VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他() IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()				
<その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他() <問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他() <現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他()				
応 急 入 院 を 採 っ た 理 由 保護者等の同意を得ることのできなかつた理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。		署 名		
入 院 を 必 要 と 認 め た 特 定 医 師 氏 名		署 名		
確 認 し た 精 神 保 健 指 定 医 氏 名		診 察 日 時	年 月 日 (午前・午後 時)	
精 神 保 健 指 定 医 が 入 院 妥 当 で な い と 判 断 し た 場 合 の 理 由				
事 後 審 査 委 員 会 意 見				

(裏)

記載上の留意事項

- 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 太枠内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所及び病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 入院歴の欄は、他の病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。
- 5 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当するすべてのローマ数字、算用数字及びローマ字を○で囲むこと。
- 6 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師が署名すること。
- 7 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医が署名すること。
- 8 事後審査委員会意見は、病院保存分について記載すること。

様式第18号の5及び様式第18号の6を次のように改める。

様式第18号の5 (第22条関係) 措置入院者定期病状報告書

(表)

措置入院者定期病状報告書				年 月 日	
愛媛県知事 様		病院名 所在地 管理者名		㊦	
措置入院者	フリガナ氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (生 歳)	
	住所	都道府県	市区	町村 区	
措置年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日		
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDコード()		ICDコード()		
生活歴及び現病歴	(主たる陳述者氏名 続柄)				
入院歴	初回入院期間	年 月 日～	年 月 日	(入院形態)	
	前回入院期間	年 月 日～	年 月 日	(入院形態)	
過去6月間(措置入院後3月の場合は、3月間の仮退院の実績)	計 回	延べ日数	日		
過去6月間(措置入院後3月の場合は、3月間)の治療の内容とその結果を記載すること。					
問題行動を中心として記載すること。					
今後の治療方針(再発防止への対応を含む。)					
処遇、看護及び指導の現状	隔離	1 多用 2 時々 3 ほとんど不要			
	注意必要度	1 常に嚴重な注意 2 随時一応の注意 3 ほとんど不要			
日常生活の介入の必要性	日常生活の介入	1 極めて手間のかかる介助 2 比較的簡単な介助と指導			
	必要性	3 生活指導を要する 4 その他()			

重大な問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後おそれのある行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字、算用数字及びローマ字を○で囲むこと。)				
1 殺人	A B <現在の精神症状>				
2 放火	A B I 意識				
3 強盗	A B 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他()				
4 強姦	A B II 知能				
5 強制わいせつ	A B 1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害				
6 傷害	A B III 記憶				
7 暴行	A B 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他()				
8 恐喝	A B IV 知覚				
9 脅迫	A B 1 幻聴 2 幻視 3 その他()				
10 窃盗	A B V 思考				
11 器物損壊	A B 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸				
12 火災又は失火	A B 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他()				
13 家宅侵入	A B VI 感情・情動				
14 詐欺等の経済的な問題行動	A B 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁				
15 自殺企図	A B 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他()				
16 自傷	A B VII 意欲				
17 その他()	A B 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止				
	A B 6 無為・無関心 7 その他()				
	VIII 自我意識				
	1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()				
	IX 食行動				
	1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()				
	<その他の重要な症状>				
	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存()				
	4 その他()				
	<問題行動等>				
	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()				
	<現在の状態像>				
	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態				
	4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態				
	7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態				
	10 その他()				
診察時の特記事項					
この報告に係る診察年月日	年 月 日				
診察した精神保健指定医氏名	署名				
保 護 者	フリガナ氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日 (生 歳)
	住所	都道府県	市区	町村 区	
	1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 年 月 日) 5 その他()				
	フリガナ氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日 (生 歳)
住所	都道府県	市区	町村 区		
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 年 月 日) 5 その他()					
精神医療審査会の意見					
措置					

(裏)

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 太枠内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 3 今回の入院年月日の欄は、今回あなたの病院に入院した年月日を記載すること。
- 4 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条第2項に規定する入院、同法第33条第1項及び第4項に規定する入院、同法第33条第2項及び第4項に規定する入院又は同法第33条の4第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。
- 5 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所又は病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 6 前回の報告書の写しを添付することにより生活歴及び現病歴の欄の記載に代えることができる。ただし、新たに判明した事実がある場合には、追加記載すること。
- 7 入院歴の欄は、他の病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。
- 8 重大な問題行動の欄は、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当するすべての算用数字及びローマ字を○で囲むこと。
- 9 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当するすべてのローマ数字、算用数字及びローマ字を○で囲むこと。
- 10 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 11 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医が署名すること。
- 12 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は両名を記載すること。

様式第18号の6 (第23条関係) 医療保護入院者定期病状報告書

(表)

医療保護入院者定期病状報告書			
愛媛県知事	様	年 月 日	
医療保護入院者	フリガナ氏名	(男・女)	生年月日
	住 所	都道府県	市区町村
保護者の同意により入院した年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日
保護者の同意による入院を拒否した場合は、その入院年月日	(年 月 日)	入院形態	
前回の定期報告年月日	年 月 日		
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー-()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー-()	3 身体合併症
生活歴及び現病歴	(陳述者氏名 続柄)		
推定発病年月、精神科又は神経科の受診歴等を記載すること。			
入院歴	初回入院期間 年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)	前回入院期間 年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)	
	初回から前回までの入院回数	計	回
過去12箇月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由			
症状の経過	1 悪化傾向	2 動揺傾向	3 不変
	4 改善傾向		
今後の治療方針(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組について)			
過去12箇月間の外泊の実績	1 不定期的	2 定期的(ア月単位 イ数箇月単位 ウ盆・正月)	3 なし

<現在の精神症状>			
I 意識	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他()		
II 知能	1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害		
III 記憶	1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他()		
IV 知覚	1 幻聴 2 幻視 3 その他()		
V 思考	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他()		
VI 感情・情動	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他()		
VII 意欲	1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動抑制 6 無為・無関心 7 その他()		
VIII 自我意識	1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()		
IX 食行動	1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()		
<その他の重要な症状>			
1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他()			
<問題行動等>			
1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()			
<現在の状態像>			
1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他()			
この報告に係る診察年月日	年 月 日		
診断した精神保健指定医氏名	署名		
	フリガナ氏名	(男・女)	続柄
	生年月日	年 月 日 (歳)	
	住 所	都道府県	市区町村
保 護 者	1 後见人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 年 月 日) 5 その他()		
	フリガナ氏名	(男・女)	続柄
	生年月日	年 月 日 (歳)	
	住 所	都道府県	市区町村
	1 後见人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 年 月 日) 5 その他()		
精神医療審査会の意見			
措 置			

(裏)

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 太枠内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 3 今回の入院年月日の欄は、今回あなたの病院に入院した年月日を記載すること。
- 4 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条第2項に規定する入院、同法第33条第1項及び第4項に規定する入院、同法第33条第2項及び第4項に規定する入院又は同法第33条の4第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。
- 5 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所又は病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 6 前回の報告書の写しを添付することにより生活歴及び現病歴の欄の記載に代えることができる。ただし、新たに判明した事実がある場合には、追加記載すること。
- 7 入院歴の欄は、他の病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。
- 8 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当するすべてのローマ数字、算用数字及びローマ字を○で囲むこと。
- 9 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 10 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医が署名すること。
- 11 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は両名を記載すること。

様式第21号の2中 「 診断書 年金証書等（障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込（支払）通知書の写し（ 級）） を

「 診断書 年金証書等（障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込（支払）通知書の写し（ 級）） 特別障害給付金受給資格者証等の写し（ 級） 写真（縦4センチメートル×横3センチメートル） 」に改め、同様式注意4中

「写し」の下に「及び写真（縦4センチメートル×横3センチメートル、脱帽して上半身を写したもので1年以内に撮影したもの）」を加える。

様式第22号①中「F9」の下に「又はG40」を加え、同様式③(5)中「分裂症等」を「統合失調症等」に改め、同様式③(10)2中「痴呆」を「認知症」に改め、同様式⑥中「社会復帰施設」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉サービス等」に改め、「グループホーム、ホームヘルプ」を削る。

様式第24号中「保健所名」を「市町名」に改め、

<p>破れたため</p> <p>汚れたため</p> <p>紛失したため</p> <p>〔紛失したときの状況〕</p>	を	<p>破損</p> <p>汚損</p> <p>紛失</p> <p>〔紛失の状況〕</p> <p>旧様式（写真なし）から新様式（写真あり）への変更</p>
--	---	--

改め、同様式注意に次のように加える。

3 破損、汚損又は新様式への変更の場合にあつては、その障害者手帳を添付すること。

様式第26号から様式第28号までを削る。

第7条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（入院措置の解除）</p> <p>第9条 知事は、法第29条の4第1項の規定により措置入院者を退院させようとするときは、当該措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者及び当該措置入院者の保護者に対して入院措置の解除通知書（様式第8号）によりその旨を通知するものとする。</p> <p>（同意者の変更）</p> <p>第18条 精神科病院の管理者は、法第33条第7項に規定する同意者が死亡その他の理由により変更したときは、同意者変更届出書（様式第18号）に変更後の同意者の同意書を添え当該保健所長を経て、知事に提出しなければならない。</p> <p>（仮退院及び再入院）</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 法第29条第1項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、仮退院させた精神障害者を再び入院させようとするときは、仮退院者再入院届出書（様式第20号）を当該保健所長を経て、知事に提出しなければならない。</p> <p>（措置入院者の事故報告）</p> <p>第25条 措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者が次の各号のいずれかに該当するときは、措置入院者事故報告書（様式第21号）により直ちに当該保健所長を経て、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>様式第5号（第6条関係） 措置入院に関する診断書（表）</p>	<p>（入院措置の解除）</p> <p>第9条 知事は、法第29条の4第1項の規定により措置入院者を退院させようとするときは、当該措置入院者を入院させている精神科病院 又は指定病院の管理者及び当該措置入院者の保護者に対して入院措置の解除通知書（様式第8号）によりその旨を通知するものとする。</p> <p>（同意者の変更）</p> <p>第18条 精神病院 の管理者は、法第33条第7項に規定する同意者が死亡その他の理由により変更したときは、同意者変更届出書（様式第18号）に変更後の同意者の同意書を添え当該保健所長を経て、知事に提出しなければならない。</p> <p>（仮退院及び再入院）</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 法第29条第1項に規定する精神病院 又は指定病院の管理者は、仮退院させた精神障害者を再び入院させようとするときは、仮退院者再入院届出書（様式第20号）を当該保健所長を経て、知事に提出しなければならない。</p> <p>（措置入院者の事故報告）</p> <p>第25条 措置入院者を入院させている精神病院 又は指定病院の管理者は、措置入院者が次の各号のいずれかに該当するときは、措置入院者事故報告書（様式第21号）により直ちに当該保健所長を経て、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>様式第5号（第6条関係） 措置入院に関する診断書（表）</p>

措置入院に関する診断書	
申請書の形式	1～5 省略 6 <u>精神科病院の管理</u> 者 7 省略
省略	

様式第8号（第9条関係） 入院措置の解除通知書

入院措置の解除通知書	
年月日	
保 護 者 様	
<u>精神科病院</u> 又は指定病院の管理者	
愛媛県知事 印	
省略	

様式第16号（第16条、第18条、様式第17号、様式第18号関係） 同意書

同 意 書	
年月日	
<u>精神科病院</u> の管理者 様	
同意者 氏名 印	
省略	
省略	

注 省略

措置入院に関する診断書	
申請書の形式	1～5 省略 6 <u>精神病院</u> の管理 者 7 省略
省略	

様式第8号（第9条関係） 入院措置の解除通知書

入院措置の解除通知書	
年月日	
保 護 者 様	
<u>精神病院</u> 又は指定病院の管理者	
愛媛県知事 印	
省略	

様式第16号（第16条、第18条、様式第17号、様式第18号関係） 同意書

同 意 書	
年月日	
<u>精神病院</u> の管理者 様	
同意者 氏名 印	
省略	
省略	

注 省略

（愛媛県行政組織規則の一部改正）

第8条 愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（身体障害者更生相談所）</p> <p>第37条 愛媛県身体障害者更生相談所（以下「身体障害者更生相談所」という。）の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 身体障害者及びその介護を行う者に対する援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助に関すること（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）<u>第18条第2項</u></p> <p>_____の措置に係るものに限る。）。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（知的障害者更生相談所）</p> <p>第40条 愛媛県知的障害者更生相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知的障害者及びその介護を行う者に対する更生援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助に関すること（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）<u>第16条第1項第2号</u></p> <p>_____の措置に係るものに限る。）。</p> <p>(2)～(4) 省略</p>	<p>（身体障害者更生相談所）</p> <p>第37条 愛媛県身体障害者更生相談所（以下「身体障害者更生相談所」という。）の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 身体障害者及びその介護を行う者に対する援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助に関すること（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）<u>第17条の3第1項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は同法第18条第3項及び第4項の措置に係るものに限る。）。</u></p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（知的障害者更生相談所）</p> <p>第40条 愛媛県知的障害者更生相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知的障害者及びその介護を行う者に対する更生援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助に関すること（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）<u>第15条の4第1項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は同法第16条第1項第2号の措置に係るものに限る。）。</u></p> <p>(2)～(4) 省略</p>

2・3 省略

2・3 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成18年12月23日から施行する。

(経過措置)

2 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設に係る第6条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第31条第2項及び第3項の規定による届出は、障害者自立支援法附則第1条第3号に掲げる規定の日の前日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。

4 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

5 この規則の施行の日から平成23年2月28日までの間は、第6条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則様式第1号看護体制の欄、同規則様式第18号の3(その1)看護体制の欄及び同様式(その2)看護体制の欄中

(1) 看護師、准看護師の合計	(人)
(2) 入院患者に対する(1)の人員の比率	(対 1)

とあるのは、

(1) 看護師、准看護師及び看護補助者の合計	(人)
(2) 入院患者に対する(1)の人員の比率	(対 1)
(3) 入院患者の数を4で割りその端数を繰り上げた数	()
(4) (3)の数に0.8を乗じた数	()
(5) 看護師と准看護師の合計	(人)
(6) (4)の数と(5)の人員の数とを比較して大きい数	()

とする。

訓 令

○愛媛県訓令第15号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県児童相談所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県児童相談所処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県児童相談所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県児童相談所処務規程(昭和36年愛媛県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 省略</p> <p>指導課</p> <p>(1) <u>児童福祉法第24条の3第1項の規定による施設給付決定(同法第24条の2第2項の規定による障害児施設給付費の額の決定(同法第24条の5の規定による認定を含む。)、同法第24条の3第6項の規定による施設受給者証の交付及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第25条の9の規定による負担上限月額等の通知を含む。)</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>児童福祉法第24条の4第1項の規定による施設給付決定の取消し(同条第2項の規定による施設受給者証の返還の受理を含む。)</u>に関すること。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 省略</p> <p>指導課</p>

(3) 児童福祉法第24条の19第1項及び第2項の規定による情報の提供、相談及び助言並びにあつせん、調整及び要請に関すること。

- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

(10) 児童福祉法施行規則第25条の7第5項の規定による負担上限月額等の変更に關すること。

(11) 児童福祉法施行規則第25条の7第7項の規定による施設給付決定に係る事項の変更の届出の受理に關すること。

(12) 児童福祉法施行規則第25条の7第9項及び第12項の規定による施設受給者証の再交付及び返還の受理に關すること。

(13) 児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）第8条の5、第8条の7第1項及び第8条の8の規定による障害児施設医療受給者証の交付、再交付及び返還の受理に關すること。

- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略

- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前							
別表第2（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表第2（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者					知事	専決者		
保健福祉課	1～16 省略					保健福祉課	1～16 省略					
	17 障害者自立支援法の施行に関する事務	1 <u>障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）及び福祉ホームに關すること。</u> <u>(1) 報告の徴収及び立入検査（第81条第1項）</u> <u>(2) 事業の停止命令等（第82条第2項）</u>			—							
	18 身体障害者福祉法の施行に関する事務	1 <u>身体障害者社会参加支援施設の監査の計画及び実施</u>						17 身体障害者福祉法の施行に関する事務	1 <u>更生援護施設の監査の計画及び実施</u>			
	19 省略							18 省略				
20 旧精神保健		1 <u>精神障害者社会復帰施設に關すること。</u>				19 精神保健及						

及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	(1) 報告の徴収及び立入検査 (第50条の2の4、障害者自立支援法附則第48条)			
	(2) 改善及び事業の停止命令 (第50条の2の5第1項、障害者自立支援法附則第48条)			
21 省略				
22 省略				

及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	1 報告の徴収及び立入検査(第50条の2の4)			
	2 改善及び事業の停止命令(第50条の2の5第1項)			
20 省略				
21 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
健康増進課	1～3 省略				
	4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	1 省略			
		2 特定病院の認定(第22条の4第4項、第33条第4項)		—	
		3 省略			
		4 医療保護入院に関すること。			
		(1) 入院措置の届出の受理(第33条第7項)			
		(2) 省略			
		5 応急入院に関すること。			
		(1) 応急入院指定病院の指定及び指定の取消し(第19条の9第2項、第33条の4第1項、第6項、第33条の5)			
		(2) 入院措置の届出の受理(第33条の4第5項)			
		6 定期の報告の受理(第38条の2第1項、第2項)			
		7 省略			
8 省略					
9 省略					
10 省略					
11 省略					
5～18 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
健康増進課	1～3 省略				
	4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	1 省略			
		2 省略			
		3 医療保護入院に関すること。			
		(1) 入院措置の届出の受理(第33条第4項)			
		(2) 省略			
		4 応急入院に関すること。			
		(1) 応急入院指定病院の指定及び指定の取消し(第19条の9第2項、第33条の4第1項、第3項、第33条の5)			
		(2) 入院措置の届出の受理(第33条の4第2項)			
		5 定期の報告の受理(第38条の2)			
		6 省略			
		7 省略			
8 省略					
9 省略					
10 省略					
5～18 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
障害福祉	1 省略				
	2 障害	1・2 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
障害福祉	1 省略				
	2 障害	1・2 省略			

	(2) 事業の停止命令等 (第82条)	—							
	9 市町が設置する障害者支援施設に関すること。								
	(1) 設置の届出の受理 (第83条第3項)				—				
	(2) 事業の停止命令等 (第86条第1項)	—							
	10 省略							6 省略	
	11 省略							7 省略	
	12 省略							8 省略	
	13 指定旧法施設支援の加算に係る届出の受理 (障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年9月厚生労働省告示第522号) 別表第1の1注3、4、第1の8注1から3まで、第1の9注、第1の10、第2の1注3、4、7、8、第2の8注1から3まで、第2の9注、第3の1注3、第3の8注1から3まで、第3の9注、第3の10、第4の1注3、4、第4の5注1、第4の9注1から5まで、第4の10注、第5の1注3、第5の5注1、第5の9注1から5まで、第5の10注、第6の6注)				—				
	14 介護給付費等の加算に係る届出の受理及び認定 (障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年9月厚生労働省告示第523号) 別表第5の2注、第5の7注、第7の2注、第9の2注、第9の3注、第9の5注、第9の8注、第9の9注、第10の2注1から3まで、第10の7注1から3まで、第11の2注、第11の6注、第12の2注、第12の5注、第12の7注1、2、第12の8注、第13の2注、第13の3注、第13の8注、第13の9注、第14の2注、第14の3注、第14の8注、第15の2注、第15の3注、第15の4注、第15の9注、第16の2注、第16の5注)				—				
3 身体	1 ~ 6 省略								
3 身体	1 ~ 6 省略								

障害者 福祉法 の施行 に関する 事務						障害者 福祉法 の施行 に関する 事務	7 指定身体障害者更生施設等に 関すること。					
							(1) 指定（第17条の10第1項、 第17条の31第1号）			—		
							(2) 指定の辞退の申出に係る措 置（第17条の31第2号）				—	
							(3) 指定の取消し（第17条の30 第1項、第17条の31第3号）			—		
	7 身体障害者生活訓練等事業等 の開始、廃止及び休止の届出の 受理（第26条）						8 身体障害者相談支援事業等 の開始、廃止及び休止の届出の 受理（第26条）					
	8 市町が設置する身体障害者社 会参加支援施設等の設置等の届 出の受理（第28条第2項、第4 項ただし書）						9 市町が設置する身体障害者更 生援護施設の設置 _____ の届 出の受理（第27条第3項 _____）					
	9 身体障害者生活訓練等事業等 を行う者に対する報告の徴収等 （第39条第1項）						10 身体障害者相談支援事業等 を行う者に対する報告の徴収等 （第39条第1項）					
	10 身体障害者生活訓練等事業等 を行う者に対する事業の停止命 令等（第40条）						11 身体障害者相談支援事業等 を行う者に対する事業の停止命 令等（第40条）					
	11 市町の設置した身体障害者社 会参加支援施設等の事業の停止 命令等（第41条第1項）						12 市町の設置した身体障害者更 生援護施設等 _____ の事業の停止 命令等（第41条第1項）					
	12 省略						13 省略					
	13 省略						14 省略					
	14 身体障害者社会参加支援施設 等の監査の計画及び実施						15 更生援護施設 _____の監査の計画及び実施					
	15 身体障害者社会参加支援施設 等の事務費の決定に関すること （身体障害者保護費の国庫負担 （補助）について（平成5年4 月1日付け厚生事務次官通 知））。						16 身体障害者更生援護施設 _____の事務費の決定に関すること （身体障害者保護費の国庫負担 （補助）について（平成5年4 月1日付け厚生事務次官通 知））。					
							17 身体障害者施設訓練等支援費 の加算に係る届出の受理（身体 障害者福祉法に基づく指定施設 支援に要する費用の額の算定に 関する基準（平成15年2月厚生 労働省告示第28号）別表2第1 の1注2、第2の1注6、注7）					—
							4 知的 障害者 福祉法 の施行 に関する 事務	1 指定知的障害者更生施設等に 関すること。				
					(1) 指定（第15条の11第1項、 第15条の31第1号）				—			
					(2) 指定の辞退の申出に係る措 置（第15条の29、第15条の31 第2号）					—		
					(3) 指定の取消し（第15条の30 第1項、第15条の31第3号）				—			

る事務	(3) 事業の廃止の命令（第50条の2の5、障害者自立支援法附則第48条）				
る事務	3 事業の廃止の命令（第50条の2の5第1項）				

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第3条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第2（第4条関係）					別表第2（第4条関係）				
局長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					局長の権限に属する事務に係る特定決裁事項				
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者 部長 課長				局長	専決者 部長 課長
地域福祉課	1 社会福祉法の施行に関する事務	1・2 省略			地域福祉課	1 社会福祉法の施行に関する事務	1・2 省略		
		3 市町が設置する_____老人福祉センターに関すること。					3 市町が設置する <u>身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設及び老人福祉センター</u> に関すること。		
		(1)・(2) 省略					(1)・(2) 省略		
		4 省略					4 省略		
	2 省略			2 省略					
	3 障害者自立支援法の施行に関する事務	1・2 省略			3 障害者自立支援法の施行に関する事務	1・2 省略			
		3 指定障害者支援施設に関する <u>こと。</u>							
		(1) 指定の申請の受理（第29条第1項）		—					
		(2) 指定の変更の申請の受理（第39条第1項）		—					
		(3) 指定の更新の申請の受理（第41条第1項）		—					
(4) 指定に係る事項の変更の届出の受理（第46条第2項）			—						
(5) 指定の辞退の申出の受理（第47条）			—						
(6) 報告の徴収及び立入検査（第48条第1項、第3項）			—						
4 指定相談支援事業者に関する <u>こと。</u>									
(1) 指定の申請の受理（第32条第1項）			—						
(2) 指定の更新の申請の受理（第41条第1項）		—							
(3) 指定に係る事項の変更並びに事業の廃止、休止及び再開の届出の受理（第46条第1項）		—							
(4) 報告の徴収及び立入検査（第48条第1項、第4項）		—							

		5	市町が設置する障害者支援施設に関すること。				
			(1) 報告の徴収及び立入検査（第85条第1項）				—
			(2) 休止又は廃止の届出の受理（障害者自立支援法施行令第43条の4第1項）				—
			(3) 変更の報告の受理（障害者自立支援法施行令第43条の4第2項）				—
		6	障害者支援施設の監査の計画及び実施				—
4	身体障害者福祉法の施行に関する事務	1～3	省略				
		4	市町が設置する身体障害者社会参加支援施設の長に対する報告の徴収等（第39条第2項）				
		5	身体障害者社会参加支援施設の監査の計画及び実施				
		5	省略				
		6	知的障害者福祉法の施行に関する事務				
		1	省略				
		2	省略				
7	児童福祉法の施行に関する事務	1	省略				
		2	指定知的障害児施設等に関すること。				
			(1) 指定の申請の受理（第24条の2第1項）				—
			(2) 指定の更新の申請の受理（第24条の10第1項）				—
			(3) 指定に係る事項の変更の届出の受理（第24条の13）				—
			(4) 指定の辞退の申出の受理（第24条の14）				—
			(5) 報告の徴収及び立入検査（第24条の15第1項）				—
		3	省略				
		4	身体障害者福祉法の施行に関する事務				
		1～3	省略				
		4	指定身体障害者更生施設等に関すること。				
			(1) 変更の届出の受理（第17条の27）				—
			(2) 報告の命令等（第17条の28第1項）				—
			(3) 指定の辞退の申出に係る措置（第17条の29）				—
		5	市町が設置する身体障害者更生援護施設____の長に対する報告の徴収等（第39条第2項）				
		6	更生援護施設_____の監査の計画及び実施				
		5	省略				
		6	知的障害者福祉法の施行に関する事務				
1	省略						
2	指定知的障害者更生施設等に関すること。						
	(1) 変更の届出の受理（第15条の27）				—		
	(2) 報告の命令等（第15条の28第1項）				—		
	(3) 指定の辞退の申出に係る措置（第15条の29）				—		
3	省略						
7	児童福祉法の施行に関する事務	1	省略				
		2	省略				
		3	省略				

	4 省略				
8 ~ 24 省略					

	3 省略				
8 ~ 24 省略					

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(18) 省略</p> <p>(19) <u>社会福祉法第70条の規定に基づく報告の徴収及び立入調査に関すること(軽費老人ホーム及び市町が設置する_____老人福祉センターに係るものに限る。)</u></p> <p>(20)・(20)の2 省略</p> <p>(20)の3 <u>障害者自立支援法第29条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(20)の4 <u>障害者自立支援法第32条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の指定の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(20)の5 省略</p> <p>(20)の6 <u>障害者自立支援法第39条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定の変更の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(20)の7 <u>障害者自立支援法第41条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定の更新の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(20)の8 <u>障害者自立支援法第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(20)の9 <u>障害者自立支援法第46条第2項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定に係る事項の変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(20)の10 <u>障害者自立支援法第47条の規定に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(20)の11 省略</p> <p>(20)の12 <u>障害者自立支援法第48条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。</u></p> <p>(20)の13 <u>障害者自立支援法第48条第4項において準用する同条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。</u></p> <p>(20)の14 <u>障害者自立支援法第85条第1項の規定に基づく市町が設置する障害者支援施設に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。</u></p> <p>(20)の15 <u>障害者自立支援法施行令第43条の4第1項の規定に基づく市町が設置した障害者支援施設の休止又は廃止の届出の受理</u></p>	<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(18) 省略</p> <p>(19) <u>社会福祉法第70条の規定に基づく報告の徴収及び立入調査に関すること(軽費老人ホーム並びに市町が設置する身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設及び老人福祉センターに係るものに限る。)</u></p> <p>(20)・(20)の2 省略</p> <p>(20)の3 <u>障害者自立支援法第29条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者_____の指定の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(20)の4 省略</p> <p>(20)の5 <u>障害者自立支援法第41条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者_____の指定の更新の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(20)の6 <u>障害者自立支援法第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者_____の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(20)の7 省略</p>

に関すること。

(20)の16 障害者自立支援法施行令第43条の4第2項の規定に基づく市町が設置した障害者支援施設に係る変更の報告の受理に関すること。

(21) 身体障害者福祉法第10条第1項第1号の規定に基づく市町村相互間の連絡調整等（同法第18条第2項 _____ の措置に係るものを除く。）に関すること。

(22)～(26) 省略

(27) 身体障害者福祉法第39条第2項の規定に基づく市町が設置する身体障害者社会参加支援施設に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

(28)から(32)まで 削除

(33) 知的障害者福祉法第11条第1項第1号の規定に基づく市町村相互間の連絡調整等（ _____ 同法第16条第1項第2号の措置に係るものを除く。）に関すること。

(34)から(39)まで 削除

(40)～(78) 省略

4～6 省略

(21) 身体障害者福祉法第10条第1項第1号の規定に基づく市町村相互間の連絡調整等（同法第17条の3第1項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は同法第18条第3項及び第4項の措置に係るものを除く。）に関すること。

(22)～(26) 省略

(27)から(29)まで 削除

(30) 身体障害者福祉法第17条の27の規定に基づく指定身体障害者更生施設等の変更の届出の受理に関すること。

(31) 身体障害者福祉法第17条の28第1項の規定に基づく指定身体障害者更生施設等の設置者等に対する報告の命令等に関すること。

(32) 身体障害者福祉法第17条の29の規定に基づく指定身体障害者更生施設等の指定の辞退の申出の受理に関すること。

(33) 知的障害者福祉法第11条第1項第1号の規定に基づく市町村相互間の連絡調整等（同法第15条の4第1項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は同法第16条第1項第2号の措置に係るものを除く。）に関すること。

(34)から(36)まで 削除

(37) 知的障害者福祉法第15条の27の規定に基づく指定知的障害者更生施設等の変更の届出の受理に関すること。

(38) 知的障害者福祉法第15条の28第1項の規定に基づく指定知的障害者更生施設等の設置者等に対する報告の命令等に関すること。

(39) 知的障害者福祉法第15条の29の規定に基づく指定知的障害者更生施設等の指定の辞退の申出の受理に関すること。

(40)～(78) 省略

4～6 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。